

平成21年度 計算書類

平成21年度 学校法人山口学園の計算書類等について公開します。

学校法人山口学園

くずは青葉幼稚園

資金収支計算書 [平成21年度]

収入の部	
科目	金額
学生生徒納付金収入	38,061,980
手数料収入	295,000
寄付金収入	1,987,972
補助金収入	46,654,400
資産運用収入	1,601,851
事業収入	11,163,552
雑収入	10,236
借入金等収入	44,000,000
前受金収入	5,330,000
その他の収入	11,139,390
資金収入調整勘定	4,483,775
前年度繰越支払資金	6,769,471
収入の部合計	162,530,077

支出の部	
科目	金額
人件費支出	55,549,292
教育研究経費支出	7,994,851
管理経費支出	21,915,293
借入金等利息支出	4,544,709
借入金等返済支出	51,200,000
施設関係支出	160,707
設備関係支出	1,655,441
その他の支出	12,320,236
資金支出調整勘定	2,777,406
次年度繰越支払資金	9,966,954
支出の部合計	162,530,077

補助金収入は、大阪府補助金 大阪府軽減補助金 就園奨励費補助金 市町村軽減補助金収入

(単位=円)

消費収支計算書 [平成21年度]

消費収入の部	
科目	金額
学生生徒納付金収入	38,061,980
手数料	295,000
寄付金	1,987,972
補助金	46,654,400
資産運用収入	1,601,851
事業収入	11,163,552
雑収入	10,236
帰属収入合計	99,774,991
基本金組入額合計	3,607,606
消費収入の部合計	96,167,385

消費支出の部	
科目	金額
人件費	55,561,292
教育研究経費	8,495,665
管理経費	28,542,240
借入金等利息	4,544,709
試算処分差額	9
消費支出の部合計	97,143,915
当年度消費収入超過額(又は当年度消費支出超過額)	976,530
前年度繰越消費収入超過額(又は前年度繰越消費支出超過額)	279,006,947
翌年度繰越消費収入超過額(又は翌年度繰越消費支出超過額)	279,983,477

(単位=円)

貸借対照表 [平成21年度]

資産の部	本年度末	前年度末	増減
固定資産	430,720,599	436,032,221	5,311,622
流動資産	10,340,729	6,769,471	3,571,258
資産の部 合計	441,061,328	442,801,692	1,740,364

負債の部	本年度末	前年度末	増減
固定負債	151,987,000	159,175,000	7,188,000
流動負債	25,605,520	22,788,960	2,816,560
負債の部 合計	177,592,520	181,963,960	4,371,440

基本金の部	本年度末	前年度末	増減
第一号基本金	543,452,285	539,844,679	3,607,606
基本金の部 合計	543,452,285	539,844,679	3,607,606

消費収支差額の部	本年度末	前年度末	増減
翌年度繰越消費収入超過額(又は翌年度繰越消費支出超過額)	279,983,477	279,006,947	976,530
消費収支差額の部 合計	279,983,477	279,006,947	976,530
負債の部、基本金の部および消費収	441,061,328	442,801,692	1,740,364

(単位 = 円)

財産目録 [平成21年度]

1. 資産総額	441,061,328	
固定資産	430,720,599	土地・建物・構築物・教育研究用機器備品・図書
流動資産	10,340,729	現金・預金
2. 負債総額	177,592,520	
固定負債	151,987,000	長期借入金・退職給与引当金
流動負債	25,605,520	短期借入金・未払金・前受金・預り金
3. 正味財産	263,468,808	

(単位 = 円)

監査報告書 [平成21年度]

平成22年5月30日

学校法人山口学園

理事会・評議員会 御中

理事長 山口 亨 殿

副理事長 山口尚志 殿

学校法人山口学園

監事 安倍 祐二

監事 山口 照子

監事兩名は、学校法人山口学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄付行為第18条第2項に基づいて同学園の平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）における業務及び財産の状況について理事長並びに副理事長から幼稚園運営の報告を聴取した。また、平成21年度に於ける資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表の重要書類の閲覧並びに会計監査人（公認会計士）による監査報告書を確認し、事業報告書を調査した。

監査の結果、監事兩名は学校法人山口学園の業務及び財産の状況に関しての不正の行為または法令、若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められなかった。また、財務に関する計算書類は、学校法人会計基準に準拠しており、且つ前年度会計と同一の基準に従って継続して適用されており、更に計算書類の表示方法も同様であると認められた。学校法人山口学園の平成22年3月31日現在の財務状況及び同日を以て終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認める。

学校法人山口学園と私との間には、私立学校法第38条第5項に定める外部監事であり、学校法人山口学園寄付行為第12条第2項並びに第3項の規定による特殊の利害関係はない。